

平成31年度（2019年度）

長崎県育英会予約奨学生〔大学等〕募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0035 長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階

☎ (095)895-7530、824-7501

FAX (095)820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者ともに奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など。（単身赴任を除く）
- (2) 大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）へ進学を希望する者（大学院・通信教育等を除く）
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者。
<家計（所得）・学力については基準がありますので、P5を参照してください。>

※他の奨学制度との併願・併給は可能です。

入学時奨学金・・・長崎県育英会から

毎月の奨学金・・・日本学生支援機構から、という選択も可能。

2 募集人数 200人

3 募集期間 平成30年6月20日(水)～平成30年9月21日(金)
(※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。)

4 奨学金の貸与額

入学時奨学金を一括で貸与
貸与額は、**30万円・50万円・70万円**から選択

※月額貸与はありません。

5 貸与時期 入学前2月以降～
(※合格を証明する書類と「誓約書・奨学金借用証書」を提出後。)

6 出願手続

(1) 出願には、次の書類が必要です。

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ア 奨学生願書 | イ 奨学生推薦調書 |
| ウ 所得に関する証明書（P4参照） | エ 就学者控除及び特別な控除の証明書
（P4・P5参照） |

※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会のホームページからのダウンロードも可能です。

(<http://www.n-ikuei.jp/>)

(2) 出願者は、出願に必要な用紙を学校から受領し、必要事項を記入のうえ、証明書等をそろえて、**学校で定められた期日までに在学学校へ提出**してください。

※提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

7 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は、推薦した学校長を通じて出願者に通知します。
- (3) **選考の決定**は、**11月中旬の予定**です。

8 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、大学等卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内（P9別表参照）に、**職種のいかんを問わず**全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

【奨学金の貸与と返還計画の例】

※長崎県県育英会の「入学時奨学金」（70万円を選択）と日本学生支援機構の「第一種奨学金」（無利子、最高月額を選択）を4年間借りた場合

	県育英会	支援機構	貸与合計額	最長返還期間		1か月あたり 返還額
	入学時奨学金	貸与月額		県育英会	支援機構	
国公立自宅外	70万円	51,000円	3,148,000円	10年	15年	約19,400円
私立自宅外	70万円	64,000円	3,772,000円	10年	18年	約20,000円

奨学生願書等の作成について

願書の記入

願書は、選考上の重要な資料ですから、**事実をありのまま具体的に**書いてください。

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合は、**選考から除外又は採用を取消される**ことがあります。**太枠**で囲んである記入欄以外は**全て記入**してください。

1 奨学金を希望する理由

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、**家庭事情などの出願理由を具体的に**記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、**失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等**をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。

2 奨学金の状況

(1) 本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けている場合には、必ずその「採用年度」・「学校名」・「氏名」・「本人との続柄」を記入してください。

「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。

(2) 「日本学生支援機構への出願の有無」欄は、有無を必ず○で囲んでください。

※長崎県育英会と日本学生支援機構の両方から奨学金を借りることは可能です。

3 同一生計の家族

(1) この欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員について記入してください。(単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。)

(2) 所得の種類

ア 次表により収入を、給与・給与外・無収入に区分し、該当するものを○で囲んでください。

給 与	① 俸給・ <u>給料</u> ・賃金・事業主報酬・役員報酬・年金・恩給・賞与及び専従者給与等 ② 遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・ <u>生活保護法による扶助料</u> 等
給 与 外	① 自営業・外交員・税理士・大工・左官・行商・日雇い等による収入 (ただし、大工・左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は「給与」) ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等による収入

イ 前年の中途で新たに就職、転職(開業、転業を含む。)した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等に基づいて、前年の年間所得金額に見合った額を推算します。この場合は、事業所発行の『給与月額証明書』を添付してください。

ウ 前年に収入のあった者が、出願時現在、退職、転出又は死亡などによってその収入が得られなくなった場合には、世帯の所得には算入しません。

エ 前年1年間に、生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を推算します。

4 第一連帯保証人

(1) 原則として、第一連帯保証人は父・母(親権者)となります。ただし、特別な事情がある場合は、これに代わる人となります。(成年者で、収入のある兄・姉等)

(2) 願書には、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用してください。(スタンプ印は不可)

⑨ 奨学生採用決定後、『誓約書・奨学金借用証書』提出時には、第二連帯保証人(第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則、長崎県内に居住する成人者であり、返還開始時に満65歳以下)が必要です。

なお、第一連帯保証人と第二連帯保証人は、それぞれ印鑑登録証明書の提出が必要です。

所得に関する証明書

原則、家計支持者は父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が家計支持者である場合、その者を家計支持者とします。

1 源泉徴収票・確定申告書

家計支持者が給与所得者である場合は、現勤務事業所発行の平成 29 年分の源泉徴収票を、給与所得者以外は、必ず平成 29 年分の確定申告書（控）のコピー（第二表も）を提出してください。

2 給与月額証明書

職の異動等により、平成 29 年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とならない場合は、勤務先から、見込を含め『給与月額証明書』（社会保険料を必ず明記すること）の作成を受け、提出してください。（本会ホームページよりダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用）

3 年金・恩給額証明書

家計支持者が年金・恩給を受給している場合は、金額の確認ができるもの（最新の振込通知書等）のコピーを提出してください。

4 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書（金額の記載があるもの）、又は生活保護決定通知書等のコピーを提出してください。

5 無職（無収入）に関する調査書・確認書・依頼書等

父母のいずれかが無職又は無収入の状態である時は、民生委員が発行する『無職（無収入）に関する書類（調査書・確認書・依頼書等）』を提出してください。

6 1 か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には、『1 か月の生活費申告書』（本会ホームページよりダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用）を作成し提出してください。

就学者控除及び特別な控除の証明書

（以下の証明書を添付された場合は、控除が受けられます。）

1 「就学者控除」のための証明

同一生計の兄弟姉妹が、大学・短大・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書（原本）若しくは学生証・生徒手帳（平成 30 年度発行・更新、又は有効期限の記載があるもの）のコピーを提出してください。

2 「障害者等控除」のための証明

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護 4 又は 5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

3 「長期療養者控除」のための証明

同一生計者の中に、6 か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、所定の額を控除するので、6 か月以上の療養と分かる医師の証明書等と直近 6 か月分の領収証のコピーを提出してください。
グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書と領収証を提出してください。

4 「主たる家計支持者の別居による控除」のための証明

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収証のコピーのいずれかを提出してください。

5 「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための証明

被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等と被害により生じた実費を証明する領収証のコピーを提出してください。

家計(所得)・学力の基準について

1 家計（所得）の基準

本会が設定する所得基準額以下となります。

[所得基準額 ≥ (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】（自宅外通学の場合）

給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円
657万円	747万円	286万円	349万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

2 学力の基準

- ① 高等学校等の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、**出願資格は3.5以上**とします。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、**出願資格は4.0以上**とします。

[参考資料]

公益財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程（抜粋）

(奨学金の種類等)

第2条 奨学金の種類、本会が奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）の名称及び資格は、次の表のとおりとし、長崎県内に住所を有する者の子ども等に貸与する。

奨学金の種類	奨学生の名称	奨学生の資格	
(1) 育英事業奨学金	育英事業奨学生	高等学校等	高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)、専修学校の高等課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者
	大学等入学時奨学金	大学等	大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)(以下「大学等」という。)への進学が決定した者。 ただし、長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校(長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業した者に限る。)に在学する者、又は進学が決定した者は、入学時奨学金と併せ月額奨学金の資格を持つ。
(2) 高等学校奨学事業奨学金	奨学事業奨学生	高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者	
(3) 交通遺児奨学金	交通遺児奨学生	家計の支持者又は保護者が、交通事故に因り死亡した家庭の遺児である者 高等学校及び高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)に在学する者で、 経済的理由により修学困難な者	

2 前項の奨学金での重複及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）の奨学金（給付型奨学金を除く。）との重複した貸与はできない。ただし、大学等入学時奨学金のみを貸与する者については、学生支援機構の奨学金と重複した貸与ができる。

(奨学金の額)

第4条

2 大学等入学時奨学金の額は、300,000円、500,000円、700,000円から奨学生が選択するものとし、一括で貸与する。

(出願手続)

第6条 育英事業奨学生を希望する者は、現に在学する学校又は卒業した学校の長（以下「校長」という。）を経て、次の書類を本会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 奨学生願書

(2) 奨学生推薦調書

2 高等学校等又は大学等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「育英事業予約志願生」という。）は、前項の出願ができるものとする。

第6条の4 奨学生願書には、第一連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては連帯保証人、以下同じ。）が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

2 出願の期日は毎年度理事長が定める。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

2 前項の奨学生のうち、育英事業予約志願生、交通遺児予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。ただし、大学等入学時奨学生は、大学等への進学を確認して決定する。

3 前2項の決定は、原則として校長を経て本人に通知する。

(誓約書・奨学金借用証書の提出)

第8条 第7条第3項の通知を受けた者は、第一連帯保証人、第二連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては不要、以下同じ。）と連署のうえ、大学等奨学生にあつては直接、高等学校等奨学生にあつては校長を経て誓約書・奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(学業成績表等の提出)

第9条 大学等奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。ただし、大学等入学時奨学金のみを貸与するものは、毎学年当初に在学証明書を直接、理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人から届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 奨学金を辞退しようとするとき。

(3) 本人又は第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の貸与)

第11条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(奨学金の停止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

- (1) 傷痕、疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他第2条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第15条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に奨学金を年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができる。

- 2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書又はその他の方法により返還することができる。

第16条 奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(返還完了前異動の届出)

第17条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第18条 奨学生であった者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 短期大学、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校等に在学しているときは、その在学期間
- (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第19条 第一連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第20条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人又は家族が事情を具して願い出なければならない。

- 3 交通遺児奨学金については、第15条の規定にかかわらず奨学金の半額の返還を免除する。

(延滞金)

第21条 正当と認められる事由がなくて、奨学金の返還を延滞したときは、延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額を徴収するものとする。

(実施細目)

第 22 条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

別表（第 15 条・第 16 条関係）

平成 29 年 4 月 1 日以降採用者

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000 円以下	8 年
500,001 円 ～ 600,000 円	9 年
600,001 円 ～ 800,000 円	10 年
～略～	～略～

注：この〔参考資料〕公益財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程は、奨学生として採用になった場合に必要となりますので、大切に保管してください。